

9月13日(土) 午後12時30分開始〈開場午前11時30分〉

会場／由利本荘市文化交流館「カダレ」大ホール

- ◎ 開会式 12:30～
- ◎ 公開講演 13:00～13:50



演題「古代における鳥海山信仰」

新野 直吉 (秋田大学名誉教授 元秋田大学長)

東北大学文学部国史学科卒業。文学博士。専門は日本古代史、東北地方史。秋田大学教授、同大教育学部長などを経て秋田大学学長に就任(平成3年～8年)。秋田県立博物館長を経て平成12年より同博物館名誉館長。秋田大学名誉教授。平成12年勲二等旭日重光章受賞。主な著書：『国造と県主』(至文堂)『古代東北の開拓』(塙書房)『日本古代地方制度の研究』(吉川弘文館)『古代東北の人々』(吉川弘文館)『古代東北史の基本的研究』(角川書店)『田村麻呂と阿豆流為』(吉川弘文館)『古代東北と渤海使』(歴史春秋社)ほか多数。

- ◎ 基調講話 ① 13:55～14:25



演題「鳥海山信仰に見る祈りのかたち」

高橋 正 (秋田県教育庁 生涯学習課文化財保護室 主任学芸主事)

秋田大学教育学部卒業、上越教育大学教育専攻科修了。専門は民俗学・歴史学。秋田県立博物館勤務時に「熊野信仰と東北」展、「霊峰鳥海に祈る人びと」の企画に携わる。主な論文：「聖観音菩薩立像に見る鳥海山の信仰」『秋大史学』53、「出羽国北部における熊野信仰の師檀関係に関する覚書」『秋田県立博物館研究報告』32ほか。

- ◎ 基調講話 ② 14:30～15:00



演題「鳥海山修験」

神田より子 (日本山岳修験学会理事 敬和学園大学教授)

慶應義塾大学大学院博士課程社会学研究科社会学専攻単位取得。博士(社会学)。専門は文化人類学、民俗学。第17期日本学術会議第1部文化人類学・民俗学研究連絡委員会委員、国文化審議会第5専門調査会専門委員などを歴任。主な著書：『神子と修験の宗教民俗学的研究』(岩田書院)『千年の修験—羽黒山伏の世界』(共著)新宿書房『民俗小辞典』(編著) (吉川弘文館)ほか。

- ◎ 修験道芸能上演 15:10～17:45

テーマ「鳥海山修験の芸能」

解説：神田より子氏 (日本山岳修験学会理事 敬和学園大学教授)



秋田県にかほ市
小滝のチョウクライロ舞



山形県遊佐町
吹浦田楽舞



山形県遊佐町
蕨岡延年



秋田県由利本荘市
本海獅子舞番楽

- ◎ 第35回大会実行委員会・日本山岳修験学会役員合同会議 及び 日本山岳修験学会役員会

会場／由利本荘市文化交流館「カダレ」ギャラリー

18:10～20:00

公開講演 古代における鳥海山信仰

秋田大学名誉教授 元秋田大学長 新野 直吉

鳥海山は、出羽国の海岸線に近く、海面に姿を映す形で聳える峻峰である。近世においても、天明七年（一七八七）家斉將軍就任に当たり、翌年幕府巡見使に随行の地理学者古川古松軒が、由利の本荘では「江戸を出でしよりこの方、よき所の第一は鶴岡、二はこの本庄なり」と記し、亀田でも「なかなかよき町にて、人物言語あしからず」と書いた『東遊雜記』に、内陸の佐竹領に入ってから、雄勝から北上して矢立峠まで、娼家の存在にも触れた土崎湊と能代湊だけで「勝（すぐ）れたり」と記した以外は、評価的記述を連ねていたのに、鳥海山への評価は別であった。

酒田のあたりでも「富士山に続く名山なるべし」と述べていたが、横手盆地に入ってから「山の風景ひとしほよし」といい、「雅なること富士山につづく山なり」と褒め記すのである。古代においても来訪者の鳥海山観はこのようであったに違いない。ばかりでなく、在地住民には「雅」に「威」が加わった実態で振り仰がれていたものと理解される。古代の人達も後世の人達と基本的に同じ心情であった筈だからである。

仏教が伝わってからの修験道も、このような日本人本来の自然崇敬は変化することなく、それと相俟って深化したものと認められる。

律令制下古代の出羽国は庄内と由利が一体の地方として成立したので、神祇官制のもと信仰としては、この峻峰は南の月山との併せた山嶽神信仰で、飽海の「北山」と位置づけていることを、江戸時代の著名な田川地方史家進藤重記の『出羽風土略記』は記しているが、和銅五年（七一二）紀九月条に示される出羽国設置があり、庄内に国府が設けられれば、進藤説の如く「土俗」の間の呼称としてだけでなく、赴任して来た国司以下の来任・来住の人々も、南の月山に対しこの北山を対称的に見たに違いない。

昭和五十七年刊の『山形県史』などでは、『延喜式神名帳』に月山神社が飽海郡鎮座なる記録になっているのは「信じ難い」とし、元慶の乱の際に大物忌・月山二神を吹浦にまつるようになったとするのが有力説であるとしているが、天平五年（七三三）に「出羽柵」なる官衙が秋田村高清水

岡に北進してからは、神祇官や国衙が、出羽最高のこの峻峰の「吹浦口宮」を祀ることは極めて自然の成行と考える。だから、秋田県側のたとえば姉崎岩藏『鳥海山史』（矢島観光協会・昭和二十七年刊）が、『新抄格勅符』の大同元年（八〇六）牒に、宝龜四年（七七三）十月神封を受けた神として「月山神二戸出羽国」とある時代も、「延喜式」の記す如く両所宮であったと考えることも不可能ではない。奈良朝末・平安初の出羽国は充分にそのような行政段階に達していた。何れにしても、現在確認できる史料では、承和五年（八三八）紀五月十一日条に「出羽国従五位上勲五等大物忌神に正五位下を授け奉る」というのが初出であるが、既に従五位下勲五等の神階を受けていたのである。ここに至る時代には天長七年（八三〇）の秋田城下大地震の災害で、諸郡から援兵を徴集し城兵と一緒にして、不測の事態に備えるという緊急処置がとられ、四月二十五日に「朕は非味を以て皇位をつぎ、四海のことを憂い勤めて来たが、景化不充分で咎懲の責が招かずして至り、出羽国の地震の災を聞いた。寡徳を天下に慙じ、静かにその咎を念う」という趣旨の、心情深い詔が発せられていたのであるから、火山の神の威徳がこの段階で特に尊ばれたことも考えられる。

この神の威徳が殊更に崇拜された事実の史料も、二年後の『統日本後紀』承和七年（八四〇）七月二十六日条に、「出羽国飽海郡正五位下勲五等大物忌神に従四位下を授け奉り、兼ねて神封二戸を宛つ」なる漢文の正文と、宣命体の詔によって伝えられている。

宣命を平叙文で忠実に示すと「遣唐遣第二船の人たちが廻って来ていうには（去年八月に南方の賊の境域に漂落して戦った際に、相手は多勢、我が方は無勢の、甚だしい戦力差だったのに、急に情勢が変わって敵に勝ち得たのは、神助があったからであらう。）とのことである。去年出羽国言上の雲中で十日間戦声のあった後に石の兵器を降らせた月日と、南海戦闘の月日は符合しており、大神の稜威が遠く及んだものと考えられる。驚異的な神の恵みに歓喜し奉り、神位を上げ、封戸を奉る」ということになる。

9月13日(土)

13:00~13:50

正に正五位上の位階を問わぬ二階級特進の報恩であった。

承和六年の神威は、霖雨・雷声の間に「自然隕石(石鏃)」が田川郡海畔に降りその鋭(切先)が皆西に向いていたことで示され、太政官外記局にその石器は進上されたというのであるが、日常信仰崇拜の域民が最も「物忌」し慎しむべき、怖れの神威は勿論噴火である。

貞観十三年(八七二)五月十六日条の『日本三代実録』に、その記述がある。

是より先出羽国司言す。従三位勳五等大物忌神社、飽海郡の山上に在り、巖石壁立し、人跡至ること稀なり。夏冬雪を戴き、禿げて草木無し。去る四月八日、山上火有り、土石を焼き、又声有りて雷の如し。山より出ずる所の河、泥水泛溢し、其の色青黒にして臭気充滿、人聞くに堪えず。死魚多く浮かび、擁塞して流れず、両つの大蛇有り、長さ各十許丈、相連り流出し海口に入る。小蛇随うもの、其の数を知らず。河に縁る苗稼、流損するもの多し。或は濁水の臭気に染まり、朽ちて生きず。古老に聞くも、未だ嘗って此くの如きの異あらず。但し弘仁年中、山中火見え、其の後幾ばくもあらず、兵仗の事有り、之を著龜に決するに、並び云う、彼の国名神に禱る所ありて未だ賽せず、又冢墓の骸骨、其の山水を汚す。是れに由って怒を發し山を焼き、此の災異を致す。若し鎮謝せずんば、兵役有るべしと。是の日、国宰に下知し、宿禰に賽し旧骸を去り、并せて鎮謝之法を行わしむ。と」

この史伝は伝える書により字句の小異もあるが、この火山の神の神畏神徳を極めてよく示している。

そして「大物忌」の神名も、仰ぎ崇敬する人達の側が「慎重に謹み敬うべき大なる神」ということによつていと認められるのである。正しく崇敬すれば、弥生文化以来豊作も恵んで下さる田の神でもあるが、縄文文化以前から不敬で神威にふれば、噴火は勿論、人為の外敵の害さえも招きかねない神であられる。貞観十七年(八七五)十一月十六日条に『三代実録』の記述が示す、渡嶋の荒狄が水軍八十艘で来寇し、秋田・飽海両郡の百姓二十一人を殺略した時なども、出羽国衙の官人はこの古老の伝えを深刻に受け止めたことであろう。交替勤務の国司以下の役人は伝えなくたって、朝夕峻峰を仰ぎ暮らす現地の民は古老談のように伝え来ていたのであるが、承和初出以前にも具体的な神威神徳の認識はあったのである。それが初出史料に既に「従五位上勳五等」とあった所以であろう。

研究史上目を惹く「元慶の乱」時の深い此の神への崇敬は、二年(八七七)七月の乱処理の切札出羽権守藤原保則の特派着任時の段階で、「出羽国正三位勳五等大物忌神・正三位勳六等月山神並びに封各二戸を益す」とあり、

八月四日「正三位勳五等大物忌神勳三等に進め、正三位勳六等月山神四等、従五位下勳九等袁(小)物忌神七等」とある際には、保則が「官軍敗績」は「神氣賊に帰し、我祈り感無し。其の爵級を増せば必ず靈応有らん」ということから、「国宰斎戒し、祈請懇勤、望請して位階を加進し、將に神望に答えんとす」と奏言している。正にこの神の如何に物忌して祈念しなければならぬ神であったかを明示している。

仁和元年(八八五)六月秋田城に石鏃が降った時も、占うと大物忌や月山神に不敬のことがあった崇りて「兵乱」が懸念され、翌年には石清水八幡の物の怪もあつて、奥羽と太宰府に「警固を慎め」と下知が出る始末であつた。六国史のような正史はもうないが、天慶二年(九三九)にまた秋田城下に反乱が生じた時も『日本紀略』四月十七日条に、太政大臣藤原忠平、子息の左衛門督師輔らの公卿僉議は、「正二位勳三等大物忌明神山燃えを慎むべきのこと」と指令し、「仰せに随う」と秋田城介が答えている。鳥海山の噴火が兵乱に及ぼすことの畏怖を、京都の高官以下が常識として持っていたことが知られる。

宝龜十一年(七八〇)『続日本紀』七月二十六日条の勅文で、太宰府の方は諸蕃朝貢の船などに対し軍備も出来ているが、現在には「蕃客に供せる」こと西海に等しい北陸道が全く無防備だと縁(沿)海の村邑に對策を命じている。庄内や由利は元來北陸の延長地で、越後国出羽郡であつた沿海部であり、蕃客渤海使の自発的來航で目指して來た秋田は、連接一体の地である。西南海にまで武威達するという大物忌神が、日本海を對岸から航海して日本列島出羽を目指す船人にとって、如何に大切顯著な指標の峻峰の神であるかを、それぞれの立場から認識されていたものと考えられる。

鳥海山の尾根が日本海に入り込む辺に、三崎峠があり、近世まで「有耶無耶関」と呼ばれる難所であつた。大物忌神は旅人のために、「手長足長」という鬼が山にいたときは「無耶」と、道に出ているときには「有耶」と三本脚の靈鳥に啼かせたという地名説話がある。其処で昭和二十九年(一九五四)秋に「内反りの青銅刀子」が発見された。殷時代の中国の利器である庄内の中川代遺跡で昭和四十一年(一九六六)発見された、蛇紋岩有孔石斧と共に、考古学上縄文時代の器物である。北方東津軽の今津遺跡から昭和五十九年(一九八四)に発見された三足土器は、中国の青銅器の鼎の影響を受けた土器であろう。

黒龍江アムール河の河口から、間宮・宗谷・津軽と對岸が見える海峡を利用した「北の海みち」は、縄文時代から当然通じていた筈である。太古から鳥海や月山が海上から航海の指標になる靈山であつたことは疑う余地がない。

基調講話Ⅰ

鳥海山信仰に見る祈りのかたち

秋田県教育庁 生涯学習課文化財保護室 主任学芸主事 高橋 正

1. はじめに

昭和五(一九三〇)年制定された秋田県民歌は「秀麗無比なる 鳥海山よ」の歌詞に始まる。男鹿半島や十和田湖、田沢湖などの自然とともに秋田県を代表する山として県民歌は歌い継がれている。

古来より、人びとはこの山に畏敬の念をはらい信仰を続けてきた。また時に噴火する山に対して国家からは高い位階を与えられ、北方から国を鎮める役割を果たしていた。

また、修験者の聖地としても信仰があつく、多くの修験者や道者がこの山に登ったとされる記録がある。江戸時代には、景勝地であり歌枕の地でもあった象潟から眺めた鳥海山の風景が、多くの人びとによって描かれた。牧野永昌が描いた『象潟図屏風』(秋田県指定文化財)をはじめとして、菅江真澄の『粉本稿』(秋田県指定文化財)、古川古松軒の『東遊雜記』など多くの人物がこの山を描き記録として現在に伝えている。

2. 鳥海山縁起と薬師信仰

鳥海山の由来を伝える縁起は、秋田県側でも山形県側でも伝えられている。その中の一つに、明徳二年京都醍醐寺三宝院の仁乗上人が記したとされる「鳥海山大権現縁起」がある。この縁起については幕末の嘉永年間に筆写したもののなど数種の写本が伝えられているが、冒頭に龍頭寺の本尊である薬師如来が瑠璃の



象潟図屏風(秋田県指定文化財)

壺溪より現れたことが記されている。他に伝わる縁起においても、鳥海山龍頭寺について「役小角開創之所にて薬師如来の淨利の為」(鳥海山縁起)などと記され、鳥海山の別当寺である龍頭寺の本尊が薬師如来であることが記されている。

鳥海山の薬師信仰はそこに祀られる本地仏においても確認できる。山形県遊佐町の龍頭寺には金銅薬師如来坐像が祀られている。この御像は、江戸時代において夏は鳥海山に冬は蔵岡上寺の下居堂に安置されたと伝えられ、鳥海山に本地仏として薬師如来が祀られたことを物語る。また、山形県酒田市長測寺の銅像薬師如来坐像は、台座に「羽州一宮鳥海山箸王子本尊」「天保十一年庚子年六月吉日」「羽州庄内大山住持物師原田善左衛門宗清作」等の銘文が陰刻されている。江戸時代後期(天保年間)に製作され、鳥海山の蔵岡口四合目の箸王子に祀られていたことが確認できる。なお長測寺には銅像の日光・月光立像及び銅像十二神将像も祀られ、十二神将像の台座背面に「羽州山形住 庄司清吉 藤原善用 作 享和四甲子年」の銘文が確認できるものもあり、江戸時代後期における薬師信仰の一端を垣間見ることができる。

大正十二年『飽海郡誌』には山形県遊佐町の松葉寺の本尊について「大物忌神ノ本地仏トシテ薬師、月山神ノ本地仏阿弥陀の二体ヲ講堂ニ安置シ僧勤行ノ本尊トナセシヲ明治三年神仏分離ノ際学頭神宮寺末女鹿村松葉寺ニ撤却セラル(後略)」とあり、大物忌神の本地仏として薬師如来坐像が祀られていたことが確認できる。現在この仏像は松葉寺に阿弥陀如来坐像とともに安置されている。



金銅薬師如来坐像(龍頭寺)

この他由利本荘市の森子大物忌神社には木造日光・月光菩薩立像および木造十二神将立像が祀られていることや、矢鳥口二合目にあったとされる新山堂には、享和元(一八〇一)年に奉納された「薬師堂」(生駒親章の書の社額があり、ここには薬師如来が安置された)と伝えられる。このように、鳥海山と薬師信仰との関わりは、各種の縁起やそこに祀られている本地仏などから確認できる。



「薬師堂」社額

3. 鳥海山に登拝する人びと

古来ふもとから仰ぎ見る存在であった山が、登拝の対象となったのは修験者と呼ばれる行者の存在があつたことである。鳥海山については登山道を開鑿した人物として比良衛、多良衛という二人の伝承がある。この兄弟は八世紀美濃国に生まれたといわれ、鳥海山の麓から山頂への小道を開いた人物と伝えられる。鳥海山矢鳥口には開山神社があり、ここには比良衛、多良衛の像が祀られている。

修験道を開いた人物としては役小角が知られているが、秋田県内では聖宝(理源大師)も中興の人物として信仰が厚い。聖宝は吉野金峯山で修行した醍醐寺の僧で当山派の祖といわれている。秋田県由利本荘市の矢鳥修験は当山派であることから、この地域には役小角と聖宝の像を二神像としてまつている寺院がある。

中世の鳥海山の修験道に関する資料としては、那智大社文書の中に嘉吉元年の「那智山願文」という史料があり、この中に「遊里住」の「良春」という先達が登場する。この史料が「奥州比内郡」に関する内容なので「遊里」は「由利」と解釈できる可能性を残している。

江戸時代になると、幕府は修験道を宗教政策の一環として統制するようになる。秋田県の矢鳥では十八、瀧澤では三十三(十八)という資料もある)の宿坊が営まれ一山組織を形成し信仰されてきた。宿坊には断片的であるが参詣者の名簿が残っていて、当時の信仰の一端を垣間見ることが出来る。矢鳥修験の拠点の一つであった持福院覚王寺には安政年間参詣人名簿が残っている。二年間という限られた記録ではあるが江戸時代後期の参詣者の実態を知ることのできる資料である。この資料によると二年間の宿泊者数の約三分の二が岩手県南西部からの参拝者であった。この傾向は明治時代に入っても継続していることが、同じく矢鳥修験の大教院に残る参詣人

名簿から確認できる。

岩手県南西部から鳥海山へ参拝する人が多いことの意味については、今後の検討を要するが、花巻周辺には鳥海山から出羽三山を経由して金華山を回る講中があつたことが知られ、岩手県南西部の参詣者が多かったことの一因と推測される。明治時代になると、修験道に関する大きな政策の転換があつた。一つは神仏分離とその後の修験禁止令である。それまで修験の拠点であつた寺院は復飾し、山伏は還俗された例が多い。しかしながら、先述した矢鳥修験の大教院のように宿坊としての機能を残しながら、活動していたところも少なくは無かつたと考えられる。もうひとつの変化はそれまで女人禁制であつた山に、女性の登拝が許されたことである。鳥海山においても山形県遊佐町に「鳥海山女人参詣絵馬」が奉納されていて、この時期に女性の参詣がおこなわれていたことが確認できる。記された村名から、明治九年以降の資料であると思われるが、女性の参詣者が洋傘をさしていることなど、文明開化期の資料であることもうかがうことができる。

4. おわりに

平成二十年以降鳥海山信仰に関する神社境内などが史跡として指定され、保存管理計画が策定される中で、鳥海山信仰に関する資料調査に参加させていただく機会を得た。しかしながら、鳥海山信仰に関する文献史料の分析はまだ途についたばかりで、行うべき基礎作業が多いことを痛感した。今後、文献史料の調査とあわせて、鳥海講などに関する聞き取り調査の必要性を感じる次第である。



鳥海山女人参詣絵馬(龍頭寺)



参詣人名簿

基調講話②

鳥海山修験

日本山岳修験学会理事 敬和学園大学教授 神田より子

はじめに

鳥海山周辺には山形県遊佐町蕨岡、吹浦、秋田県にかほ市小滝、院内、由利本荘市滝沢、矢島の各登山口があり、近世期にはそれぞれ修験集団を形成していた（佐藤久治・一九七三、一九七七、戸川安章・一九七七、松本良一・一九八四）。これら鳥海山周辺の修験者たちは協力して一山を形成することはなく、各地域の修験者たちは自分たちの正当性を主張し合い、争論や衝突をくり返してきた（松本良一・前掲、姉崎岩蔵・一九八三）。だから鳥海山周辺各地区の修験集団は類似点はあるものの、独自の修行体系を作り上げてきた。

1 中世の鳥海山

東北の地は古代から蝦夷と対置すべく、大和の国から兵や軍が送り込まれ、それに伴って国家守護の神仏を頼み、宗教者が宗教施設を形成してきた。その境界が東北に進むにつれ、鳥海山も注目されるようになった。鳥海山に鎮座する大物忌神は地域や国家の異変に際して、予兆を示す神として、早くから中央に知られていた。

中世になると大物忌神と月山神を祭った吹浦両所宮の修造を神主久永が訴え、その結果承久二年（一二二〇）に鎌倉幕府から、北目地頭新留守氏に宛てた「関東御教書」と呼ばれる催促の記録がある（『山形県史 古代中世資料二二』）。

当時は鳥海山の山名はまだ無く、飽海郡に鎮座する山とか、大物忌神が鎮座する山という認識だった。鳥海山の山名が記録に見えるのは南北朝の暦応五年（一三四二）からである。

伝承に見る鳥海山

鳥海山周辺の各登山口には、慈覚大師に関する伝承がある。永正七年（五一〇）に羽黒山の真田在廳が記した『羽黒山年代記』には「貞観二年に飽海嶽に仙翁龍翁という青と赤の鬼が住んでおり、慈覚大師が登り二匹の鬼を封じられた」（『山形県史 古代中世史料二二』）。

吹浦神宮寺の宝永二年（一七〇五）の縁起には「鳥海山は吹浦より慈覚大師の開基にて、鳥海・月山両所大権現、毒鳥を平ケ」（大物忌神社吹浦口ノ宮所蔵文書）

小滝龍山寺の『鳥海山根元小滝院主龍山寺古記』には「役行者が葉師の大法を執行し小滝で蔵王権現を作り、文徳帝の代に慈覚大師が蔵王権現の神前で護摩を行った」とある。

慈覚大師開基とされる寺院は、東北開拓に伴い天台宗の僧侶が法流を広めたといえよう。さらに十三から十四世紀にかけて熊野信仰の東北への流布の結果、修験道の発展へとつながっていったと考えられる（豊田武・一九七五）。

2 近世期の鳥海山修験

江戸幕府は慶長十八年（一六一三）に修験法度を出し、修験道界を本山派・当山派に二分させ、双方筋目支配の形をとらせて競合させた。これに脅威を感じた羽黒山の天宥は、羽黒一山を天台宗に改宗して、輪王寺末として羽黒派の独立を勝ち取り、羽黒山上に東照宮を勧請した（戸川安章・一九七七）。その結果、羽黒は配下の修験の統制に乗り出す。それまで鳥海山麓の修験集落は羽黒山との緩やかな関係を保ち、修行方式や年中行事に影響が見られた。鳥海山麓の修験者はこの後羽黒に抵抗して独自の道を歩み、

9月13日(土)

14:30~15:00

蕨岡、小滝、矢島の各修験者は当山派醍醐三寶院末となった。こうして出羽国の当山派修験は、三寶院門跡の永免許を受けて、独自に配下の修験に補任状を出すことができた。

それが鳥海山順峯の蕨岡龍頭寺、逆峰の矢島元弘寺、そして金峰山の金峰寺であった(『続々群書類従 第十二』一九七〇)。

(1) 蕨岡修験

山形県遊佐町蕨岡字上蕨岡居住の蕨岡修験は、近世初期までは羽黒山と関わりがあったが、貞享元年(一六八四)以降は当山派醍醐三寶院の直末となる(神田より子・一九九四)。蕨岡修験は学頭龍頭寺を含めた三三坊からなる。龍頭寺はかつて松嶽山観音寺と称し、修行体系の多くは羽黒修験の影響を受け、最高位である大先達大日の覚位を得る一〇ヶ月の胎内修行を行なう者を先途と称した(神田より子・一九九五、一九九六(c))。

修験者は年齢階梯に合わせた舞楽の伝習が義務づけられ、七歳になると稚児舞に参列し、一六歳で初入峰を果たし、以後は関伽、小木の修行をし、舞楽、田楽の役をこなし、胎内修行を経て、大先達となる。三三坊内の二坊は杉沢居住の熊野神社別当坊と式乗坊で、杉沢にある熊野神社は蕨岡修験の峰中修行の二の宿にあたり、四月十八日には二の宿での祈祷修行があり、別当坊にて朝飯の饗応があった(神田より子・一九九六(c)、一九九八)。熊野神社には鎌倉期頃の作とされる男神座像と、南北朝頃の僧形神半跏像が一体ずつ祀られ、蕨岡に劣らない歴史を持つ。杉沢に残る番楽に蕨岡は関与せず、杉沢の人々が伝えているところから、杉沢の別当坊の指導により、村人が伝承してきたと考えられる。

(2) 鳥海山吹浦修験

山形県遊佐町吹浦字布倉は、明治初年まで大物忌神と月山神の二神をまつる大物忌神社と神宮寺からなっていた。延喜式に記載され、古代には国内に戦乱や異変があると、その前兆として噴火や石鏝が降るなどして神意を表わしたとされ、そのたびに神階が上がるなど、早くから中央にも知られた存在だった。近世期までは両所の宮神宮寺を中心とした衆徒二五坊、社家三家、巫女家一家を擁した宗教集落だった。

鳥海山神宮寺の両所宮の獅子が正月三日より、地元の飽海郡だけではな

く、由利郡一帯も獅子の巡行に歩いていた。この理由は、正平十三年(一三五八)に北畠顯信が出羽国一宮両所大菩薩に由利郡小石郷乙友村(現本庄市小友)を神領として寄進(「大物忌神社吹浦口の宮所蔵文書」)したことに由来する(神田より子・一九九六(a)、二〇〇三)。

(3) 鳥海山小滝修験

秋田県にかほ市象潟町小滝地区の金峰神社には平安時代作とされる聖観音菩薩立像、蔵王権現立像が三体、室町時代作とされる木造の獅子・狛犬もある。

小滝集落が文献に登場するのは、天正十八年(一五九〇)の仁賀保兵庫宛の豊臣秀吉の朱印状で、この時期以降仁賀保氏領、慶長七年(一六〇二)以降は最上氏領の宿坊集落としての性格を持ちながら存続してきた(『延年チヨウクライロ舞報告書』一九八三、神田より子・二〇〇七)。

小滝修験は近世期には当山派醍醐三寶院末だった。院主の龍山寺は醍醐三寶院から補任を受け、小滝村内の四力院と、小滝村外の七力院は寛政期(一七八九〜一八〇一)までは三寶院と近江国飯道寺梅本院から、文政期(一八一八〜三〇)頃からは鳥海山蕨岡修験から補任状を得ていた(前掲書)。修験者は年齢階梯に伴う芸能としてのチヨウクライロ舞と、修験の宗教活動の主たるものとして御宝頭巡幸を行ってきた(神田より子・二〇〇七)。

(4) 鳥海山滝沢修験

秋田県由利本庄市滝沢も鳥海山登山口の一つで、滝澤院主の滝洞寺と由利町に散在する三十三坊は承応元年(一六五二)には羽黒山末寺だった(戸川・一九七七)。

由利本庄市森子の八乙女山大物忌神社からは道者道が開かれ、森子も鳥海山登山口の一つで、かつては大物忌神の本地仏である薬師如来を祭る薬師堂と称していた。その周辺の由利郡瀧澤地域には滝沢院主の滝洞寺をはじめ、末派の修験者が居住し、滝澤修験として一派を成していた。

伝承では八乙女山を開いたのは仁賀保から移住した滝洞荒法師で、鳥海山裏口の登山口を開き、遙拝所を設け、寺院の数も三三坊に達したとされる。滝澤領主で六代目の政道は慶長八年(一六〇三)に滝澤城を前郷に築き、

これに伴い滝洞寺も前郷に移り、藩内の触頭として活躍した。八乙女の地にあった薬師堂は現地に残り、滝洞寺の娘と婚姻した森子文殊院が別当となった(『田利町史』一九七九、佐藤久治・一九七七)。

かつては八乙女山薬師堂と称していたことから、本地仏薬師如来と脇土の日光菩薩、月光菩薩そして十二神将が安置されている。

(5) 鳥海山矢島修験

秋田県由利本荘市矢島町、鳥海町に散在していた矢島修験は、蕨岡と歩みを同じくして、当山派醍醐三宝院末となる。蕨岡が貞享元年(一六八四)以降に当山派醍醐三宝院の直末となり、小滝龍山寺も貞享五年(一六八八)に末寺と認められた文書(遠藤隆家文書)を残しており、この頃に矢島修験は当山派に属したと推定できよう。また当地には、醍醐三宝院の遊僧とされる本海行人が寛永三年(一六二六)記した番楽の伝書が残っている(佐藤久治・一九七七)。

矢島の学頭は近世期には一八坊を擁した福王寺とされる。矢島修験は春秋二度の入峰があり、春に四十日秋には三十日の籠りの修行をし、坊号院号寺号を得ていた。彼らが入峰修行をしていたのが木境大物忌神社のある場所、元禄三年(一六九〇)の『御裁許絵図』(矢島郷土資料館蔵)には「木境なびき」に本山堂、新山堂、火宿の記載があり、ここで峰中修行が行われていたと推定できる。

中世末から近世期にかけての矢島は、大江義久が築いたとされ、文禄年中(一五九二〜九六)は仁賀保氏、元和寛永年中(二六一五〜四〇)は打越氏、寛永十七年(一六四〇)以降は生駒氏の居住地だった(佐藤 前掲書)。本海行人が伝えたとの伝承を持つ荒沢、興屋、二階集落の三頭の獅子を御用獅子と称し、明治まで盆の一四日に生駒氏の殿中に上った(本田安次・一九九四)。

矢島の旧名とされる津雲出郷の地名が記された古い銅板が江戸末期に鳥海山頂から発見されたという。酒田の光丘文庫蔵の『大泉叢誌』には、坂尾万年が蕨岡の北の坊で写した鰐口の銘より少し古い銅板の元徳三年(一三三二)の銘文が記されている。今は紛失したがこの銅板は寛政年中(一七八九〜一八〇二)に蕨岡の北の坊が山上から出土したものを持ち帰った。

【参考文献】

- 佐藤久治『秋田の山伏修験』秋田真宗研究会 一九七三
 同 『鳥海山信仰と山麓修験』月光善弘編『山岳宗教史研究叢書七』
 名著出版 一九七七
 戸川安章『修験道と民俗』岩崎美術社 一九七二
 同 『鳥海山と修験道』月光善弘編 前掲書 一九七七
 松本良一『鳥海山信仰史』本の会 一九八四
 姉崎岩蔵『鳥海山史』国書刊行会 一九八三
 山形県史編纂委員会『山形県史 資料編一五 古代中世史料二』
 山形県 一九七九
 豊田武『東北中世の修験道とその資料』戸川安章編『山岳宗教資料叢書五』
 名著出版 一九七五
 神田より子編『蕨岡延年』遊佐町教育委員会 一九九四
 同 編『吹浦田楽』遊佐町教育委員会 一九九六(a)
 同 『鳥海山蕨岡修験の祭りと芸能』『民俗芸能研究』第二二二号
 民俗芸能研究 一九九六(b)
 同 『鳥海山蕨岡修験の胎内修行』『山岳修験』第十七号
 日本山岳修験学会 一九九六(c)
 同 『科学研究費補助金研究成果報告書 鳥海山蕨岡修験の宗教民俗学的研究』一九九八
 同 『科学研究費補助金研究成果報告書 鳥海山吹浦修験の宗教民俗学的研究』二〇〇三
 同 『科学研究費補助金研究成果報告書 鳥海山小滝修験の宗教民俗学的研究』二〇〇七
 岸昌一『鳥海山信仰の歴史』神田より子編『鳥海山 自然・歴史・文化』大物忌神社 一九九七
 同 『鳥海山と地域信仰』神田より子編『鳥海山麓遊佐の民俗』遊佐町教育委員会 二〇〇六
 『続々群書類従 第一二二 群書類従刊行会 一九七〇』
 『延年チヨウクライロ舞報告書』象潟町 一九八三
 本田安次『本田安次著作集 第五卷 神楽V』錦正社 一九九四